

### 質 問

当市では、固定資産税の償却資産の申告内容を確認するため、所管税務署で法人税申告書の附属資料等を閲覧し、申告書との照合を行っていますが、先日、納税義務者であるA法人について調査したところ、当市に対する申告内容にかなりの不足があることがわかり、早速、A法人へ臨場して実地調査を行いました。

しかし、実地調査を終了した後、A法人の担当者から「調査について、予め日時等の通知がなかったのは違法ではないか。」と言われました。この場合、事前通知は必要だったのでしょうか。

### 回 答

地方税法の質問検査権の行使に際して、事前通知を要する旨の明文規定はなく、違法ではありません。

しかし、償却資産の実地調査等の賦課徴収に関する調査は、納税義務者の協力のもとで行う任意調査であり、不正申告等を摘発するための強制調査ではありませんので、調査の円滑な遂行という観点からも、予め事前通知を行い、納税義務者等の理解を得ておくことが望ましいと思われま

### 解 説

徴税吏員に係る質問検査権の規定には、地方税法(以下、「法」という。)における「税の賦課徴収のための質問検査権」、国税徴収法における「滞納処分のための質問検査権」、国税犯則取締法における「犯則事件のための質問検査権」などがあります。

これらは、規定されている法律が違うように、異なった目的で設けられており、「税の賦課徴収のための質問検査権」は、適正な課税処分を行うための資料を得ることを目的とし、純粹に行政目的のもの

としての調査権として規定され、「滞納処分のための質問検査権」は、滞納処分を行うために滞納者の財産を把握する必要があることから認められた調査権として規定され、また、「犯則事件のための質問検査権」は、犯則事件の告発等を目的として、その事実を証明する根拠を発見・収集するために認められた調査権として規定されており、権限の及ぶ範囲や対象は、各法律において定められています。

なお、法における質問検査権は、さらに税目ごとに規定されています(法第298条、353条…等)が、その趣旨はほぼ同じと解されています。

以下では、法における質問検査権について解説することとします。

#### 1. 質問検査権の意義

法に基づく課税を適正かつ公平に実現するためには、その基礎となる事実の正確な把握が第一に必要なことであり、そのために各種の資料を集めることになります。

それには、徴税機関自らが課税の基礎事実の把握に努めるとともに、必要がある場合には、納税義務者に対して帳簿書類などの提示を求め、質問、検査等を行うことができなければなりません。そこで、法は、その手段として徴税吏員等に質問検査権を付与し、課税事実の把握の実行を期待しています。

質問検査の権限は、任意調査とされており、仮に質問検査の拒否等があれば、それ以上直接的・物理的な強制はできませんが、質問検査の拒否や妨害に対しては、罰則規定(法第299条、354条…等)が設けられていることにより、その実効性が担保されています。

#### 2. 質問検査権の行使の要件

法は、「税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては…」と定め、質問検査権行使の要件について規定しています。

「賦課徴収に関する調査」とは、賦課徴収に関して必要とされる事項についての調査を意味しており、納税義務の有無についての調査、課税標準額、税額の計算から納税に至るまでの徴税手続の進行上必要な調査をいうとされています。

また、この「調査のために必要がある場合」とは、客観的な必要性が認められる場合であり、例えば、法令により申告等の義務を課している場合において、その申告等が相当でない場合や、申告すべき者が全く申告しなかったというような場合を言います。

### 3. 質問検査権の範囲

法は、税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合における質問及び帳簿書類その他の物件の検査の相手方を、税目ごとに特定しています。

仮に、相手方が法人の場合には、法人を代表する者として、理事、代表取締役等のもとより、支店、工場等にあつては支店長、工場長がこれに含まれると解されています。

また、徴税吏員が質問検査権を行使する場合に、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならず、関係人が提示を求めた場合に提示しないときは、質問検査権は行使できません。

なお、質問検査は、あくまでも行政目的のための措置であつて、刑事手続でないことから、その重要性に鑑みて、税目ごとに、犯罪捜査のために認められた権限と解釈してはならない旨の規定をおき、刑事手続との区別を明らかにしています。

### 4. 質問の事例についての検討

ご質問の件では、質問検査権の行使に際して、徴税吏員が納税義務者等に対して事前通知をする必要があつたのかということですが、この点については、法に事前通知が必要という明文上の規定はありませんので、事前に通知しなかったことをもって直ちに違法になるというわけではありません。

しかし、質問検査を行使することは、関係人の市民生活及び企業活動等における自由及び権利に少な

からず制約を加えることとなりますので、たとえ納税義務者等に受忍義務があるにしても、任意調査であることを前提とすれば、相手方の同意を得て行うべきものであることに留意しなければなりません。

また、今回のような償却資産の实地調査にあつては、事前に納税者側に対して、帳簿資料等の必要資料の準備を依頼しておかないと、調査を効果的に行うことはできません。

償却資産の实地調査については、平成18年度の税制改正により、国税資料等の閲覧制度が法定化され、今後、ますますその機会が増えることも予想されますが、事前通知をしては、調査の目的を達せない場合などの特段の事情がない限りは、予め事前通知をして、納税義務者等の理解を得ることが望ましいと思われま

(大阪府総務部市町村課税政グループ)